

放射能調査研究に必要な経費

令和9年度要求額 44.2億円（12.4億円）令和7年度補正 4.8億円

環境放射線企画室・監視情報課

【事業概要】

- 関係省庁との連携により放射性物質の影響に関する各種の調査研究を実施し、我が国としての放射性物質の測定・分析能力を高度化。
- 諸外国での核実験など国外での原子力事象が発生した場合に、我が国に到来する放射性物質を高感度に検知するとともに、放射性物質の放出源や核種の特定、汚染予測を実施。これにより、我が国への影響を評価するための基本情報を提供。
- 米国原子力艦寄港に伴う放射性物質の影響を調査。

【事業の具体的なスキーム】

原子力規制委員会



関係省庁

（厚労省、農水省、国交省、
環境省、防衛省等）

地方自治体

民間企業等

【国外事象発生時のモニタリング強化】



原子力規制人材育成事業

令和9年度要求額 7.0億円（5.2億円）

長官官房人事課

<事業の目的・内容>

【背景・課題】

東京電力福島第一原子力発電所事故以降、原子力分野への進学を希望する学生の減少や原子力専門科目の減少等により、原子力業界への就職希望学生が減少している状況です。一方で、国の原子力政策としては、東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえた不断の安全性追求、安全性の確保を大前提に、原子力規制委員会による審査・検査を踏まえ、地元の理解を得た原子炉の再稼働を進めることとされていることから、原子力規制人材の育成は急務と考えています。

原子力規制を着実に実施していくためには、広く原子力安全及び原子力規制に必要な知見を有する人材を育成・確保していくことが重要です。

原子力人材の育成・確保は、政府の成長戦略の一つに上げられており、関係省庁や関係機関等と連携して対応していくことが求められています。

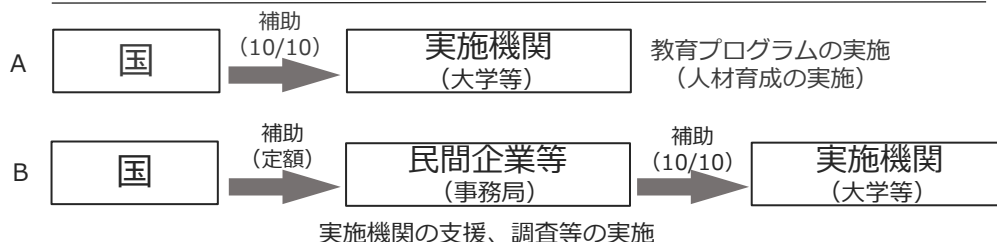
【目的・内容】

本事業は、原子力規制に関わる人材を効果的・効率的・戦略的に育成する事業（教育プログラム）を支援することにより、原子力規制分野の教育研究を底上げするとともに、将来的に原子力規制を牽引する人材を育成することを目的としています。

具体的には、教育プログラムを実施する機関及び教育プログラムの支援を行う事務局に対して、教育プログラム等を行う経費の補助（補助率：定額）を行います。

（補助期間：3～5年、補助額：年間1,000万円～3,000万円程度）

<事業スキーム>



<具体的な成果イメージ>

教育プログラムの実施
(人材育成の実施)

- ①原子力プラント規制等に係る教育プログラム
- ②放射線防護に係る教育プログラム
- ③自然ハザード・耐震に係る教育プログラム



教育プログラム受講者の輩出
(原子力規制庁を含む原子力規制又は原子力に関連した職業への就職)

【教育プログラムの一部（原子力規制庁が関与した部分）】



▲原子力規制事務所訪問



▲委員長、委員、職員による講演



▲委員長と学生の意見交換

【令和7年度までの成果】

- 延べ55件の教育プログラムが実施され、延べ3万人以上が受講
- 累計1,700人以上が原子力規制に関連した企業等に就職

【今後の取組】

- より若年層への働きかけ（R7行政事業レビューコメント）
- 原子力規制庁への就職に向けた働きかけ（より積極的な関与）
- 事務局による実施機関への支援等を通じた教育環境サポート

原子力施設核物質防護対策事業

令和9年度要求額 1.2億円（1.2億円）

一般会計分 0.1億円（0.2億円） エネルギー対策特別会計分 1.2億円（1.0億円）

核セキュリティ部門

<事業の目的・内容>

<目的>

- 原子力施設における防護措置（核燃料物質の盗取、核燃料物質や原子力施設の妨害破壊行為を防止するための措置）が国際的に遜色のない水準で実施されるよう、原子炉等規制法に基づき、核物質防護規定の審査及び核物質防護に係る原子力規制検査を実施しています。
- 国内外の動向等を踏まえて適切な規制を講じ、事業者における防護措置の有効性を適切に確認することができるように、現地の調査や関連する技術動向等を把握する必要があります。

<内容>

- 新たな脅威等を踏まえた防護措置の強化に係る技術動向調査及びデータ収集
 - ・新規技術等に係る調査
 - ・核物質防護高度化の調査分析
 - ・原子力規制検査の継続的改善に向けた調査
- 規制動向調査
 - 国内外の核物質防護に係る規制動向を調査します。

上記の結果等を踏まえ、審査基準の整備等を行います。

<事業スキーム>

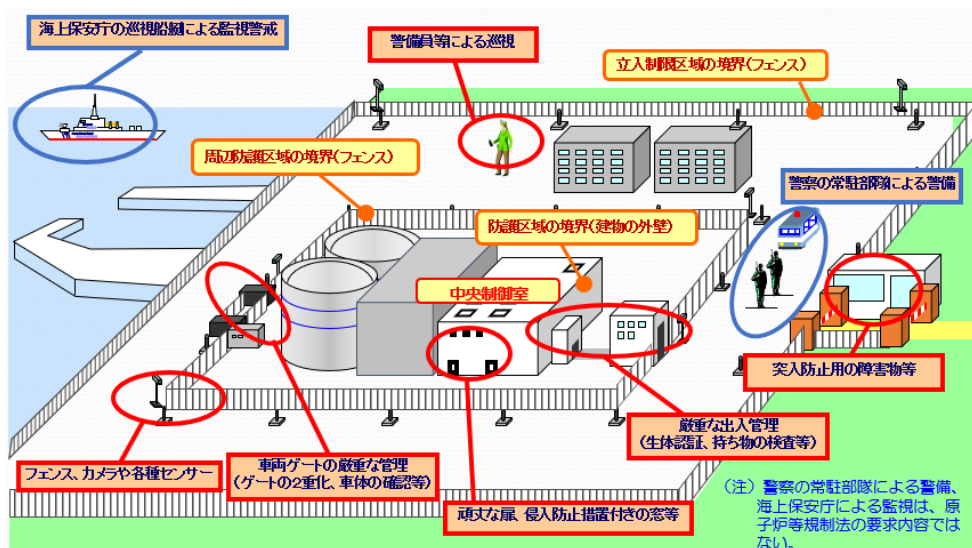
委託・請負

国

民間団体等

<具体的な成果イメージ>

防護措置の充実・強化



審査基準等

- ・防護措置の実効性を高めるための技術的な基準
- ・新たな脅威への対応方策 等

新規技術等に係る調査

核物質防護高度化の調査分析

原子力規制検査の継続的改善に向けた調査

規制動向調査

放射性同位元素使用施設等に係る安全対策事業

令和9年度要求額 0.7億円（0.6億円）

放射線規制部門

<事業の目的・内容>

【目的】

本事業は、放射性同位元素等規制法に基づき放射性同位元素等を取り扱う許可届出使用者等に厳格かつ適切に規制を実施するなどし、放射線障害の防止及び特定放射性同位元素（危険性の高い放射性同位元素）の防護を図り、もって、公共の安全を確保することを目的としています。

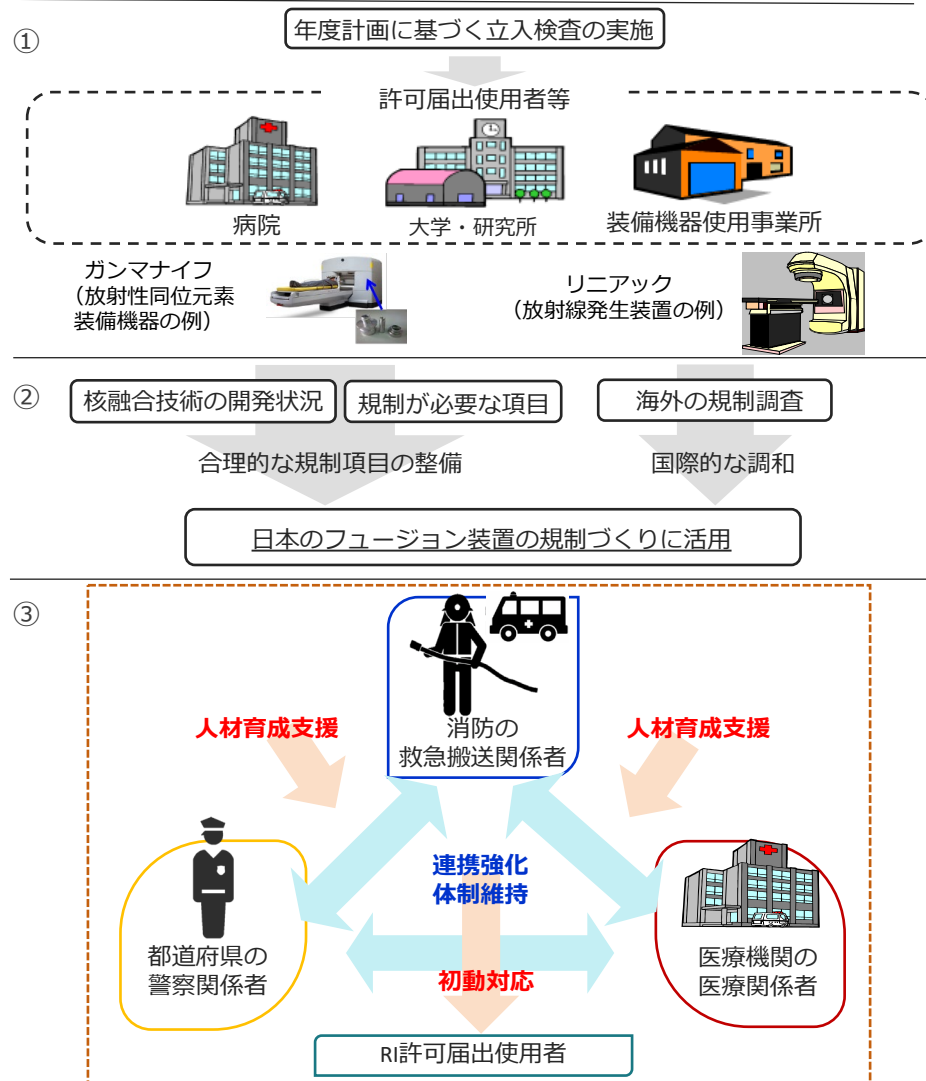
【内容】

- ① 放射線障害防止の観点から立入検査を行うとともに、特定放射性同位元素の防護措置に係る立入検査を行い実施状況を確認します。
- ② 国内で開発が進められているフュージョン装置について、事業者等の開発状況を確認しながら国際整合性を意識した規制づくりを検討します。
- ③ R I 事故の初動対応に従事する消防・警察・医療機関等やR I 許可届出使用者を対象に、R I 事故発生後から被ばく傷病者の初期医療までの実施事項に関する研修を開催し、地域単位で初動対応の連携強化を行います。

<事業スキーム>



<具体的な成果イメージ>



放射線安全規制研究戦略的推進事業

令和9年度要求額 2.2億円（1.6億円）

放射線・廃棄物研究部門

<事業の目的・内容>

【背景】

- 我が国の放射線安全規制を科学的かつ合理的なものにするためには、国際放射線防護委員会（ICRP）の勧告や、国際原子力機関（IAEA）の技術的基準等の新たな知見を遅滞なく取り入れることが必要です。
- 核融合の開発の加速、核燃料再処理の進展、原子力・放射線施設の廃止措置の増加等の新たな国内状況に伴い、放射線防護と規制のための更なる技術基盤を整備することが必要です。
- これらの国内外の状況から生じる規制のニーズを満たすために、規制等の改善に資する知見を継続的に創出することが不可欠です。

【内容】

- 放射線防護体系の高度化に関して、国際機関・組織の動向の調査を体系的・効果的に実施します。
- 令和8年度までの成果を活用して、被ばくの発生から防護措置等までの放射線防護を高精度化してシームレスに連携するための安全研究を実施します。
- 国際動向と安全研究の進展を反映して、内部被ばく線量評価コード及び放射線健康リスク評価コードの開発を実施します。

<事業スキーム>

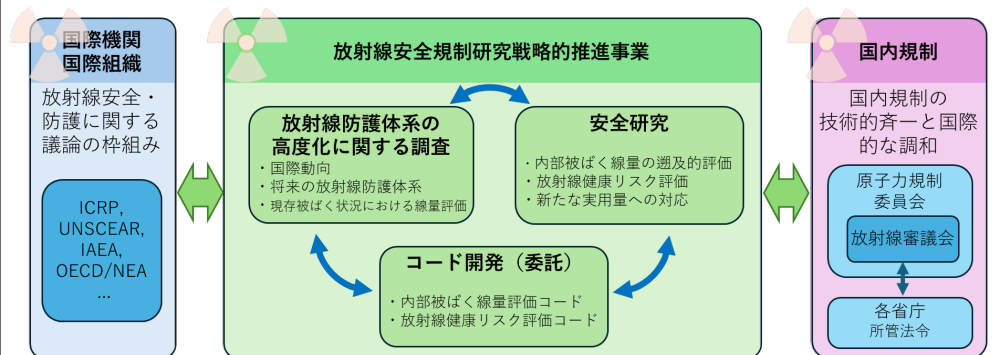
委託・請負

国

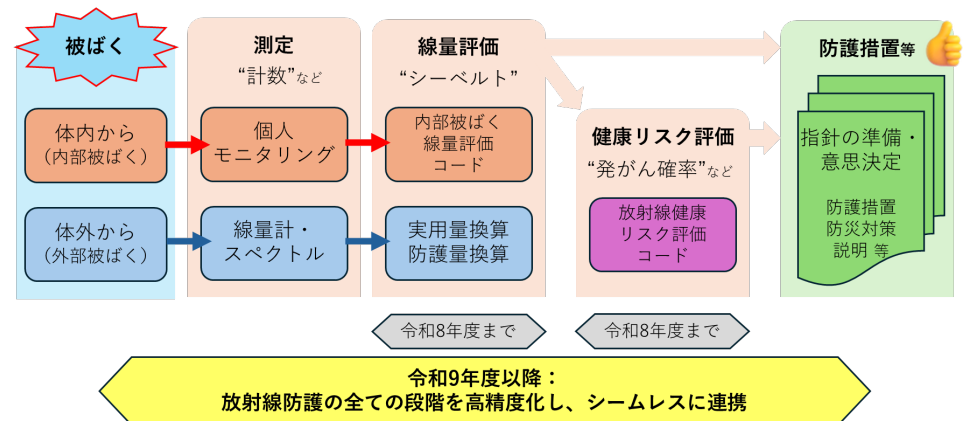
民間団体等

<具体的な成果イメージ>

- 創出した知見を国内規制の構築に適用するとともに、国際的な議論の場にも発信します。



- 原子力・放射線災害対策に向けた準備や発災時の防護措置における意思決定を支援する科学的知見を提供する技術基盤を整備します。



保障措置の実施に必要な経費

令和9年度要求額 53.0億円(34.9億円) 令和7年度補正 6.6億円

保障措置部門

<事業の目的・内容>

【目的】

- 我が国は、日・IAEA保障措置協定及び追加議定書に基づき、国際原子力機関（IAEA）の保障措置を受入れ、国内にある核物質が核兵器その他の核爆発装置に転用されていないことについて、IAEAの確認を得ることが義務づけられています。この国際約束を実施するため、原子炉等規制法に基づく原子力施設への査察等の保障措置を実施しています。
- IAEAは、全ての対象国について行った保障措置活動の実施結果から、毎年、拡大結論を導出しております。
我が国は、「国内の全ての核物質が平和的活動の中にとどまっている」との結論をこれまで継続して受けており、引き続き、同様の結果が得られることを目指します。

【内容】

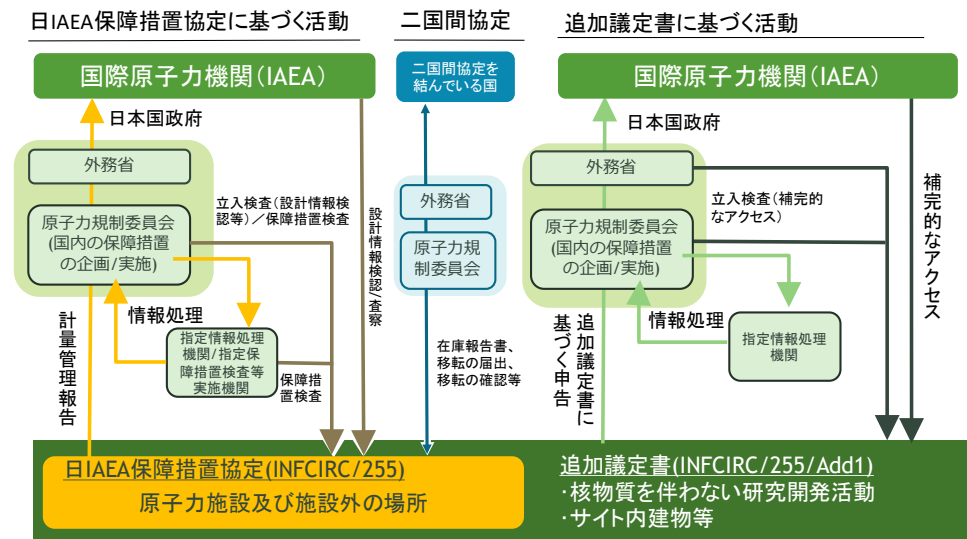
- 事業者から計量報告を徴収し、IAEAへ申告を行うとともに、IAEAと共に施設等への査察を実施しています。
- 原子炉等規制法に基づき、指定保障措置検査等実施機関及び指定情報処理機関を指定し、指定機関は、交付金によって保障措置検査等実施業務を、委託契約によって情報処理業務を実施しています。
(現在の指定機関は公益財団法人核物質管理センター（NMCC）のみ。)

<事業スキーム>



<具体的な成果イメージ>

【保障措置の実施体制】



【保障措置に関する活動の様子等】

査察活動の様子



封印の例



監視装置の保守管理

